

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午後1時30分から午後3時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農業振興地域整備計画の変更について
追加議案第 農地下限面積の設定について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 平井紘一委員、6番 儘田實委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号
	248号から257号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、
	ご説明いたします。248号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市内のアパートで家族3人で暮らしています。家財道具
	も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になったため、自分の
	住宅の建築を考えました。申請農地は、譲受人の父親が所有する農
	地で、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分に
	ついては、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模
	が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	つづきまして、249号では、自己用住宅を設けるものです。譲受
	人は、市外のアパートで家族3人で暮らしています。家財道具も徐々
	に増えていき、現在の間取りでは手狭になったため、自分の住宅の
	建築を考えました。申請農地は、須影小学校や大きな商業施設が近
	くにあり、住環境が整った場所でとても利便性が良く、今回、自己
	用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2
	種農地」と判断しました。つづきまして、250号では、自己用住
	宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しており、
自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、近くに須影	
小学校や、南羽生駅、大きな商業施設が近くにあり、住環境が整っ	
た場所でとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請する	
ものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。	
つづきまして、251号では、自己用住宅を設けるものです。譲受	
人は、現在、市内のアパートで生活しており、今後の将来を見据え、	

自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の祖父の所有で、譲受人の実家から非常に近く、お互いの家族が安心して生活することができるため、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。つづきまして、252号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、市内で昭和45年より不動産業を営んでおります。今回、仕出し料理・出張料理サービスや弁当販売等のケータリング事業を市内に営業所を設けて展開している、譲受人の取引先からの依頼を受けて、申請農地を配送トラック及び従業員用の駐車場に譲受人が造成したのちに、このケータリング事業者へ貸付を予定しています。農地の区分については、住宅や公共施設が連たんし、宅地化が進行している区域にある農地で、「第3種農地」と判断しました。つづきまして、253号では、資材置場を設けるものです。譲受人は自営で、平成17年から市内で太陽光発電装置の設置や給排水設備の住宅機器販売及び住宅改修工事業を営んでいる法人です。譲受人は自宅敷地内に資材スペースを確保していますが、資材が増え、スペースが不足し、自宅敷地内では家族の生活に支障をきたすようになってきたため、資材置場を確保する必要があり、自宅に隣接した農地を資材置場敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行規則第35条第4号に規定する「居住する者の業務上必要な施設」として、例外に該当し、許可相当になるものと思われます。つづきまして、254号では、駐車場を設けるものです。譲受人は飲食店を営んでいます。現在店舗の駐車場は、店の前のほか、2か所を借用して対応しておりますが、借用している2か所の駐車スペースについては、貸し主より返却を求められております。申請農地は、店舗から近く、駐車場の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行規則第35条第4号に規定する「居住する者の業務上必要な施設」として、例外に該当し、許可相当になるものと思われます。つづきまして、255号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、行田市に事務所を置き、昭

	<p>和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には井泉小学校や市役所があるなど、とても住環境が良く、需要が見込めることから、今回、住宅18棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、256号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市内のアパートで家族3人で暮らしています。家財道具も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になったため、自分の住宅の建築を考えました。申請農地は、井泉小学校や市役所があるなど、住環境が整った場所でとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、257号は、自己住宅敷の拡張を設けるものです。現在使用している自宅への進入路は農地であることが判明しました。引き続きこの進入路は必要なため、改めて農地法の許可を得て是正したく、現況に合わせるため、自己住宅敷の拡張として申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号248号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たちは家族3人で住所地の貸家住宅に住んでおります。今の住居が手狭になってきましたので、本件建築を計画いたしました。</p> <p>また、本件土地は父所有のものであり、実家も近くであることから手を取り合って生活していけると期待しております。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号249号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所に妻と子供の3人で住んでいます。子供も大きくなり、現在の住居が手狭になってきたので、住宅を建設しようと考えました。羽生市内に勤務しているのので、近辺の市街化区域で土地を探しましたが見つからず範囲を調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、妻の勤務先も羽生市内ですので現在の住まいよりも近くなるのも決めた理由の一つです。本申請地は小学校も近く、また、近隣に商業施設が多くあり生活するのに大変便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号250号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所に妻と2人で住んでいます。妻の実家が羽生市内であり、親の介護を考え、羽生市に住宅を建設することを決めました。知人が近くに住んでいることから申請地近辺の市街化区域で土地を探しましたが、木造・平屋建て・建築面積111.78㎡・駐車場3台スペースが確保できる土地が見つからなかったため、市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は近隣に住宅も多く小学校も近くにあり、将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号251号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市内のアパートにて生活をしておりますが、現在の住まいでは手狭となってきたため、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探しておりました。住宅地の選定に際し、私共夫婦が現在までずっと羽生市内で育ってきたこともあり、羽生市内で私と妻と来客用で3台以上の駐車スペースが確保できること、生活環境が比較的整っていることを条件として市街化区域で探したのです。</p>

	<p>が、条件に合う物件を見つけることができませんでした。そのため、家族に相談したところ、祖父の所有している土地のうち、実家からすぐ近くの土地で、唯一道路等の建築環境が整っている土地に住宅を建築する許可をいただくことができました。こちらの土地であれば、希望の条件にも合致しており、実家からも非常に近いため安心して生活していくことができますので、ぜひともこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号252号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、昭和45年より羽生市内で主に不動産業を営んでおります。今回、申請いたします理由は、日高市内で主に仕出し料理、出張料理サービスやお弁当販売を行っております。株式会社 羽生営業所の従業員及び社用車の駐車場として利用する貸駐車場に係る農地転用許可申請です。株式会社 は、日高市以外での営業エリアとしましては、行田市、羽生市や隣接する館林市内でお弁当の調理・配送や仕出し料理などケータリングをメインに行っております。羽生営業所の開設に当たっては、特に行田市市内での業績が伸びたことから、近隣市内で新たに事業所を開設すべく駐車場もある土地・建物を探してまいりました。昨年、羽生市内で廃業した飲食店を営んでいたお店が見つかり、初期投資も少なく済むことから館林市内の事業所を閉鎖し、令和3年7月より羽生営業所を開設し業務を開始いたしました。現在、コロナ禍の中ではありますが受託業務への影響は少なく、羽生営業所では、責任者1名従業員10名で業務を行い、受注が重複した場合など多忙時は本社から2～3名の応援を仰ぎ、臨時のパート職を5名～8名程度雇入れケータリング等の業務を行っております。羽生事業所内は、建物の南側については、貸主である大家さんが居住しております。そのため、現在は県道側を配送用トラック置場及び食品材料の仕入れに伴う配送者の駐車場として利用しておりますが、大家の車の出入りもあり、時には不便をおかけしている状況があります。また、従業員駐車場につきましては、約250m離れた駐車場をお借りしているところですが、特に従業員の出退社時間帯は、県道加須羽生線を通行する大型トラックを始めとした交通車両が多く、従業員からはもっと近い場所の駐</p>

	<p>車場を求める声があります。このようなことから、弊社に株式会社 羽生営業所より、現在の駐車場より当営業所により近い駐車場 について相談を受けましたことから、今回の申請に至った次第です。 申請地は、営業所より100m以内であり、大型車等の通行車両も 少なく、コンビニもあることから夜間でも明るく交通安全性、防犯 面でもより安心できる場所です。今回申請いたします駐車場の利 用予定につきましては、従業員駐車場として11台分、配送車軽ト ラックの5台分、食材納品トラックの待機場として2台分、そして、 忙しい時期に勤務をお願いしている本社応援社員用3台及び臨時パ ート職用として8第、予備1台分の計30台分の駐車場と梱包ダン ボール等のごみ集積所の設置を予定しております。なお、許可後は、 弊社が造成工事を行い、完成後は株式会社 羽生事業所が一括借 り上げるものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号253号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 弊社は平成17年に羽生市で創業した法人です。主な業務は太陽光 発電装置の設置、修理、維持管理、エコキュート装置の設置、修理、 維持管理、その他住宅の改修工事です。以前より代表者の自宅敷地 内に、資材等を置いておりましたが、機械器具は梱包されて届くの で、宅地のスペースの一部で保管できていました。しかし外構工事 用の砂利や土砂等の保管も始めたところ、スペースが足りず代表者 と家族の生活に支障をきたすようになってしまいました。そこで、 弊社の代表者の親族が農地として所有している、弊社の南側の土地 を資材置場として利用したいと考えております。ご配慮いただけま すようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号254号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私は、当初、羽生市内にて飲食店（カラオケ）を経営しておまし た。その後、市内の店舗が狭い店舗であったため、現在の場所に引つ</p>

	<p>越して開業いたしました。ランチやお酒、またカラオケ等のお客様でにぎわっております。通常はお店が満杯になることはありませんが、客席が飲食部分28席・カラオケ部分20席あり、土日などは駐車場が足りなくなります。また月2回地元のソフトボールの試合があり、打ち上げに約7～20人、月1回サッカークラブ（パラグアイ日系チーム）の試合の打ち上げ、ミーティングで15人ほど、地域のボランティアの集会で20人ほどと多人数の集まりがあります。店の前の駐車場は5台のみの駐車スペースなので、とても間に合わず近所の方の協力を得て、様方に3台、様方に4台借用しておりましたが、去年の暮れから両者から空けてくれるように催促されており、至近距離を探していたところ、知人の紹介で申請地を譲っていただけることになりました。ここを駐車場にできたらと思い、申請することになりました。許可後は周囲にブロックにて防除対策を施し、駐車場は碎石舗装とし、雨水は宅内処理の方法をとります。借地に駐車している7台、増車予定の出前用の軽自動車1台、予備駐車場1台、計9台及び転回広場を設け、現在の借用地を返還し、すぐ後ろの駐車場を利用して事業の発展を計画するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号255号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は行田市に本社を置き北埼玉地方を中心に建売住宅の建築・販売を行っています。このたび建築条件付売買予定地として18棟建築したく申請します。申請地は既存集落内に存し、小学校が近く住宅地として環境良好な好適地です。近隣にも住宅が新築されお客様からの需要が高く選定いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号256号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所に妻と子供の3人で住んでいます。子供の成長と共に手狭になってきたため住宅を建設</p>

	<p>することを考え現在の住居に近い市街化区域で探しましたが見つからず範囲を広げ調整区域で探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、申請地は現在の住まいからも近くて環境の変化も感じず、また近隣に住宅も多く何かと便利な場所ですので何卒御許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5 番	<p>受付番号257号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、現住所地に許可を受けて家を建築し生活しています。なお、許可を受けた時点では県道から出入りする予定で既存コンクリートブロック塀を撤去し出入口としていましたが、許可を得られたのが約2m程度であったため、なにぶん田舎であるため生活するのは車を使用することがどうしても必要であり隣接地の一部を出入口兼駐車場として利用し現在に至ったものです。実家は、平成17年まで縫製業をしており 〇〇の土地上の建物を作業場として利用していましたが、平成30年に実家を改築するため敷地等の調査をしたところ私が利用している部分が農地法違反していることが解りました。なお、家屋の改築に際して実家が使用するのは 〇〇の土地であり、 〇〇の土地上の建物は老朽化が進行し令和4年6月に取り壊し、今後は私がこの土地を利用することで土地所有者からは承諾済です。参考に3筆を合計して478.40㎡ですので念のため申し上げます。また、隣接農地は現在私の母が耕作をしていますが、敷地面積が広く全体を耕作することができないため今般敷地全体をJAに利用をして頂くことになりました。そこで本申請地との境界にコンクリートブロック・コンクリート床板を設置し隣接農地への被害対策を致しますので何卒ご許可下さいますようお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p>

(議案第2号)	挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、議案第2号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。事務局である農政課より説明した後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしくお願い致します。
	農政課
	それでは、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更について」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和4年4月に受けました、農用地区域からの除外の申出3件につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。「農用地区域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、10月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは11月以降となる予定です。それでは、お手元の議案書の6から8ページの事案につきまして、順次概要を申し上げます。事案番号1番は井泉地区の案件になります。1番の案件につきましては、工場の敷地拡張でございます。事業拡大に伴い、既存敷地が手狭となり、工場敷地を拡張するための手続きとなります。事案番号2番は手子林地区の案件になります。2番の案件につきましては、既存敷地である住宅の進入路敷です。既に進入路敷として使用している状態ですが、是正する手続きとなります。事案番号3番は須影地区の案件になります。3番の案件につきましては、分家住宅の用地の手続きでございます。アパートで生活している娘親子が母の所有する土地に住宅を建てるための手続きになります。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は、12,903.91㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市のまちづくり政策課、及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。それでは、慎重なるご審議のほどよろしくお願い致します。
	7番
	事案番号1番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。	

	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	当社はプラスチック材を使用した壁材料、床材量、そしてPPと呼ばれる透明梱包材等を生産している会社です。平成元年に製品生産を開始し、お蔭様をもちまして順調に業績を積み上げ、多くの顧客の指示を得るに至り、平成11年に工場施設の拡張を行い、増大するニーズに応える体制を整えることができました。さらに平成25年、新たな工場施設の拡張を行い、製品の保管場所等に困窮し、防災施設としての調整池の拡充等が必要となり、近隣の地権者様のご協力のもと更なる敷地の拡張を行うこととなり、令和元年に諸許可を取得させて頂き、敷地の拡張工事を令和2年に完工、用地不足の諸問題を解決に至りました。そんな折り、昨今の新型肺炎が蔓延し、多くの業種でその影響は計り知れないところですが、当社においても様々な部門において生産効率の低下の影響を避けきれず、それはダイレクトに企業の存亡にかかわる事態となっており、今後も続くであろう影響は先を見通すことすら大変困難な状況が続いております。当社としても、今回のような事態においても企業活動を継続するために、打ちうる手立てはすべて実行に移すべく、直近の対策として現在使用している羽生市内及び県内の自社及び賃借倉庫における人及び資材の集約化を図ることとしました。まず、令和2年に拡張工事を終えた敷地の一部に資材倉庫を建築し、工場外の倉庫機能の集中を図るべく工事を進めております。今後、倉庫が完成すれば、各所の倉庫で業務を行っていた人員の本社工場への配置転換、そして倉庫施設の拡充に伴う物流施設の増強・集約化整備を含め、職員増加や運送用貨物車両の新たな駐車場の拡充、レイアウト変更に伴う調整池・緑地の移設が必要であるため、大幅な敷地利用計画の見直しの必要が強く求められ、改めて近隣農地の取得及び開発許認可の取得をめざすこととなりました。何卒、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
6番	事案番号2番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	に建築してある建物に住んでいた祖母が高いたため、親族にて同地番に新築建物を計画している。に建築する際、分筆を予定しているが未接道となるため、現在使用してい

	る道路 を農地から除外し、接道を取りたい。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8 番	事案番号 3 番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	*--
	供も成長しやがて小学校入学になります。以前から自分たちの家を持ちたいと考え母に相談したところ、申請地に建築することを相談されました。祖母と母の所有地の中でここを申請地とした理由は以下になります。1カ所目は、アパート敷地として使用しており、2カ所目は、実家ですが、弟が相続します。3カ所目は4m以上の道路に面していますが、周辺に住宅が少なく農地が広大に広がっているため、農地に適しております。その他の土地は青地の農地であり、道路条件が悪く建築には不適な土地です。以上のような理由から、申請地は4m以上の道路に面しており、市街化区域に隣接し建築に適しているため選定致しました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
9 番	1 番の案件について面積制限等がありますか。
農政課	青地からの除外に面積制限はありませんが、その後の農地転用手続きで1種農地では既存面積の半分という面積制限があるため、除外申請にもそれが適用されます。
9 番	1 番の案件について規模の妥当性についてはどうですか。
農政課	今回の申請地には駐車場、資材置場、緑地、調整池が設置される計画です。調整池に関しては現在の敷地に存在する施設の移転であり、跡地には、資材置場や車両転回スペースを設置する計画となっております。倉庫も1棟既存敷地に建設予定です。
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手多数）
	挙手多数でありますので、議案第2号については、同意することに決定いたします。
(追加議案第1号)	続きまして、追加議案第1号 下限の面積の設定についてを議題と

	いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	追加議案第1号 下限の面積の設定について、ご説明いたします。
	農地の売買、贈与、貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに経営する面積の下限面積が定められています。下限面積要件とは経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が50アール以上にならないと許可はできないとするものです。なお、農地法では下限面積が、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっています。（農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第1項、第2項）本議案につきましては、農業委員会の適正な事務実施についてにより、毎年、別段の面積の設定について審議することとなっているため、追加議案第1号により、ご提案申し上げるものです。議案の内容ですが、農地法第3条第2項第5号の別段の面積については、設定しないものとし、羽生市の区域の全部において、同号に規定する50アールを権利移動の下限面積とする内容です。理由といたしましては、2020農林業センサスにおいて、羽生市内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全体の約80%を超えている状況です。下限面積50アール未満に下げるとは、小規模農家を増加させ、担い手の利用集積等に支障をきたすとともに、農地の細分化を招くおそれがあるためです。また、令和3年度の耕作放棄地調査の結果、羽生市内の遊休農地率は、2.0%と低い状況でもあります。以上の2点を理由として、「羽生市全域、下限面積50アール」で変更は行わないことを提案いたします。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている追加議案第1号 下限の面積の設定については、事務局の説明のとおり、変更は行わないことに、賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、追加議案第1号については、面積50アールの変更は行わないことに決定いたします。

	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認</p> <p>についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。ご覧のとおり、長屋住宅敷1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認</p> <p>についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷7件、住宅敷拡張1件、建売住宅敷1件でございました。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。2件でございました。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました6月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が8件でございました。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>① 8月の定例農業委員会について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 令和4年度最適化活動研修会について</p> <p>④ 農地パトロールについて</p>
議長	<p>(発言なし)</p>
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 7月 25日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	